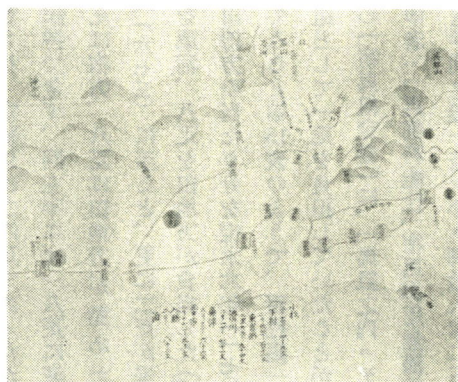




街道図（富山町付近）

た。これを、駅馬二三疋が四〇日間勤め九二〇駄を請け合い、残る三〇八〇駄を郡方に負担させた（『富山県史』史料、編V一二四七頁）。

安永元年（一七七二）十月、遊行上人が来富し、十六日に出立したが、その折一三四疋の伝馬を予定し、駅馬二三疋のほか、一一一疋を郡方に負担させた（『富山県史』史料、編V一二五五頁）。

加賀藩主・大聖寺藩主が富山を通過することがあった。延享二年（一七四五）、大聖寺藩主は千原崎舟橋が風水で通行できず、富山城下を通った。このとき婦負郡の八幡・八町村に馬を差し出したが、伝馬本締は藩に対して銀五五〇匁の貸与を願い出た（『富山県史』史料、編V一二四九頁）。

富山藩の八尾・西岩瀬・四方は合せて三宿と呼ばれていたが、駅馬は定置されなかった。近村から寄馬された（『富山県史』史料、編V一二三九頁）。ただ婦負郡長沢新村

には駅馬役八六匁が課され、不時の伝馬御用のため馬九疋が置かれたが、寛政元年（一七八九）には五疋に減少している（富山市任海岡崎初雄氏蔵「廻国御巡見留」）。

四、宿駅の維持

駅馬の維持

越中の各宿は、寛文六年（一六六六）に第9表のように駅馬の定置を定められた。最大は今石動の五九疋、最小は城端の一三疋であった。

この馬の飼育には、一疋が一日に大豆二升を必要とした（小矢部市中央町千葉敦一氏蔵「御仕法等時々被為仰渡之留」）。寛政十一年（一七九九）の高岡の

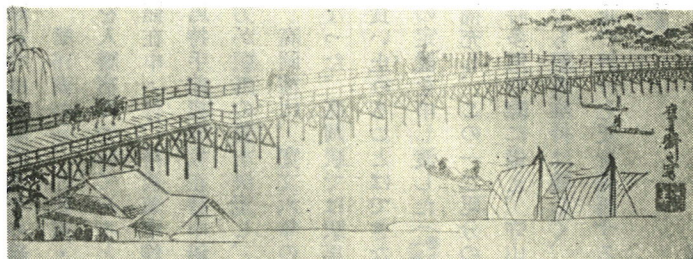
町費の書上に、駅馬の「飼料壹疋ニ付、年中三百五十匁宛」と記している（『高岡市史』中、巻六七五頁）。当時の米一石の相場を銀五〇匁とすると、馬一疋の飼育に年間米七石を必要としたことになる。

各宿駅は駅馬の維持に努めたが、その実態についてみよう。

東岩瀬宿は寛文二年（一六六二）に新宿に指定され、定駅馬は二四疋であったが、その数を維持できず、同五年には一八疋に減少し、一〇疋は宿方、八疋は田地方が勤めた。延宝三年（一六七五）に至ると、更に二疋が退転し、八疋を蔵宿、八疋を田地方が負担した（『東岩瀬史料』）。田地方の当たり分を宝永六年（一七〇九）についてみると第15表のようで、百姓高一五石を一組として一疋を負担していたことがわかる。その「宿馬組定書」に、「馬組之内ニテ馬請取相勤申者へ、馬飼料能仕、宿馬御用無滞相勤可申候、追手問之儀へ壹ヶ年ニ御給人米二石之外ニ、馬

第15表 宝永6年東岩瀬駅馬組

名	高	名	高
五郎兵衛	46石1斗5升	孫助	25 9 4
八兵衛	46 4 5	重兵衛	24 3 8
清三郎	22 2 9	嘉兵衛	16 3 1
計	114 8 9	伊兵衛	42 7 2
助右衛門	21 7 0	太郎兵衛	4 4 2
勘右衛門	64 5 4	小左衛門	6 0
次郎兵衛	15 0 6	徳右衛門	5 0
藤兵衛	14 0 0	計	114 8 7
計	115 3 0	平三郎	44 9 0
甚兵衛	46 1 1	善兵衛	35 5 0
金屋平四郎	24 7 1	甚右衛門	15 9 1
与三兵衛	19 7 6	作右衛門	18 6 0
孫右衛門	10 2 7	計	114 9 1
伝右衛門	17 0 0	理右衛門	17 8 1
九兵衛組へ渡す	3 0 0	勘兵衛	57 0 1
計	114 8 5	仁右衛門	6 7 0
オクタヤ九兵衛	80 1 2	兵右衛門	9 9 1
八左衛門	22 6 1	小四郎次	23 8 3
徳兵衛	9 0 0	計	115 2 6
甚兵衛組ヨリ受る	3 0 0	惣右衛門	103 1 8
計	114 7 3	与右衛門	12 5 6
		計	115 7 4



立山橋（常願寺川）版画

肝煎銀ノ内半分、銀米共馬組之総高ニ割付仕、来年分之手習料年内ニ馬受取相勤可申者ニ相渡可申候」とある（『東岩瀬史料』二二六頁）。

この東岩瀬宿を含めた新川地方で、元禄九年（一六九六）に駅馬の維持に当たった者を一覧すると第16表となる。

第16表から、滑川宿も東岩瀬宿と同様に蔵宿と百姓がその維持に当たり、その比率が一一対九であったことがわかる。享保二年（一七一七）の書上によると、その比率は一一対七となり、一一軒の蔵宿が各一疋ずつを負担し、給人米を多く取り扱った綿屋九郎兵衛と四分一屋四郎兵衛に更に一疋ずつが追加されていた（『富山県史』史料。編Ⅷ八四五頁）。

魚津宿は寛文六年（一六六六）に御定馬数が一九疋とされた。魚

第16表 元禄9年新川郡の駅馬の実態

駅馬維持者	宿方・蔵宿		百 姓						計		合 計
			大 高 持		小高・無高		組 持				
馬質 宿駅	良馬	不良馬	良馬	不良馬	良馬	不良馬	良馬	不良馬	良馬	不良馬	
東 岩 瀬	8	0					0	8	8	8	16
滑 川	11	0			0	9			11	9	20
魚 津											(19)
三 日 市			5	0	0	11			5	11	16
浦 山			3	5	0	10			3	15	18
舟 見					4	10			4	10	14
入 膳			2	0	6	9			8	9	17
泊			6	0	8	11			14	11	25
計	19	0	16	5	18	60	0	8	53	73	(19) 126

保科齊彦「新川の駅馬」『故郷』2号による

津宿では分限者^(『魚津町誌』一八五頁)がその維持経費を馬割歩高に割符して分担負担した。

第16表から、三日市・浦山・舟見・入膳・泊宿では、全く百姓がその維持に当たっていたことがわかる。その実態を入膳宿についてみると、「右達者馬八疋ノ内二疋ハ馬持共手前少宜御座候ニ付相続申候、残而六疋之馬持共手前衰罷在申ニ付、持被兼申候、其上不達者老馬持共ニ十五疋之馬持共、開作馬を以宿方両用相勤申候得共、近年不作ニ而馬持手前衰申故在替申儀も不得仕候」という状態であった。つまり農耕馬が駄馬に当てられているので、農民の経済力が駄馬の質を決定し、更に農民の階層分化による農耕馬の減少が駄馬の減少をきたすことになる^(『保科家産』新川の駄馬。『故郷』二号所収)。

高岡宿は、寛文六年の御定馬数は四七疋であったが、同年中に九疋が退転し、延宝三年(二六七五)には三五疋とになった。高岡駅では駄馬の補充のため、藩から貸与銀を受けた。これを馬借銀と呼んだ。しかし、駄馬の減少傾向を食い止めることはできなかった。天和元年(一六八二)に、藩は馬借銀五〇貫目を高岡宿に渡して、以後三五疋の馬の定置を申し渡した^(『高岡史料』上。卷九〇九頁)。正徳三年(一七一三)には藩が寛文六年の馬数の維持を申し渡したので一二疋を補充し、この一二疋分の飼料・諸入用銀を町方で負担することになった^(『高岡史料』上。卷九一一頁)。同年、藩は参勤交代などの臨時多用の際に備え、守山・佐加野・立野の三宿を高岡の付宿として加勢させることにした^(『川合文書』御。用諸上留)。しかし、それでも駄馬維持は難しく、享保八年に宿馬三〇疋とした。そのうち、定塚町より八疋、土器町より七疋、開発町より二疋の計一七疋を雇馬する許可を得、雇馬賃銀の三分の一を馬借銀より、三分の二を町方で負担することとした^(『高岡史料』上。卷九一三頁)。

宿 駅 の 負 担
宿駅に指定された町は、具体的にどのような負担をしたのだろうか、次にそれについてみてみよう。

寛政十一年(一七九九)の高岡町の町費総額は第17表のとおりで、(1)夫未進割符方(2)馬借方割符(3)総町中割符物の

第17表 寛政11年高岡町費割符

(1) 夫未進割符方(寛政11年1月~12月)

第一節 陸上交通

内 訳	金 額	内 訳	金 額
	貫 匁		匁
御印夫、塩積夫引足シ銀	2. 827. 3	牢舎人薬代	35
吟味者公事場行造用	931. 9	餌指人方荒物代	108. 4
両御貸家詰小使賃銀	867. 7	酒樽焼印の炭代など	85. 5
町会所別小払銀、借上銀 100 か年賦返却銀	1. 440	極難渋人救銀など	539. 1
金沢番代骨折料、償銀、町会 所料紙筆墨料など	1. 311. 2	往来方へ取かえた籠ふとん借 賃	54. 6
毎月借入銀利足	611	蠟燭代	527. 21
牢舎人賄料	159. 23	諸役人金沢往復造用	935. 67
飛驒守様御宿地子町方より償 銀	65. 3	旅籠町旅籠屋共宿用内銀	2. 933. 8
牢死人雑用	540	吟味方頭へのとらせ銭	143. 8
総持寺など町会所祈禱礼謝金	78. 8	町会所雇物書賃銀	381. 6
繁久寺御廟前器代	17. 5	往来方諸御用夫代 (12, 730 人)	10. 352. 7
侍様方お越しの折聞合いの小 使夫賃銀	322. 56	横田・定塚町踰踰場年貢代	35. 96
漬家、水付家への貸米	245. 6	(ママ)	計25. 897. 77
町肝煎御礼に登る雑用、旅費 共	209. 4	毎月下行銭取立高引	内 3. 744
走りの先立布羽織出来料	52		残22. 153. 77
宿籠修繕料	85		

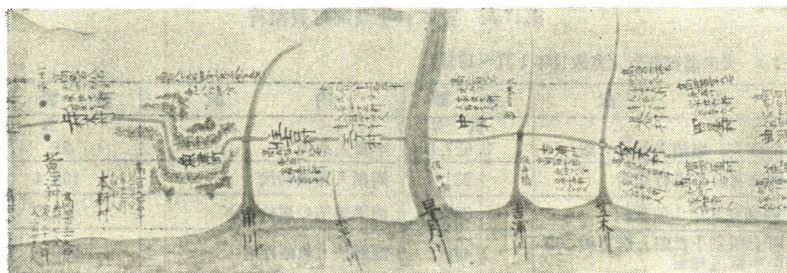
(2) 馬借方割符

内 訳	金 額
	貫 匁
町方宿余内銀	5. 278. 13
難渋者割付の雇馬賃銀のたて かえ	929. 21
両御貸家総入用銀	7. 852. 16
江戸役人通行入用銀	1. 329. 4
別小払銀割符	1. 800
宿馬30疋飼料、調達銀利足、 斃馬合力銀、馬問屋、荷物 宿、小馬指扶持銀、帰国の節 の通馬雇賃銀など	18. 941. 1
(ママ)	計 36. 129. 3

(3) 総町中割符物

内 訳	金 額
	貫 匁
御両殿様、正姫様、飛驒守様 御通入用銀	1. 664. 91
御宿・飛驒守様御宿賃銀	1. 700
制札場・木戸など修繕代	650
町肝煎扶持銀など	18. 589. 56
町肝煎番所雑用銀	2. 007
	計24. 611. 47
町奉行所金沢引連物書足輕雑 用、飛脚賃など	2. 935
役所修繕銀	2. 120
雪かきなど御役人足代など	12~3 貫
都合	100. 900 余

「高岡史料」上巻955頁により作成



街道圖（魚津町付近）

三つよりなっていた。

(1) 夫未進割符方は、高岡町夫にかかわる経費を中心とするもので、それは、明暦元年（一六五五）に高岡町に三五〇〇人の町夫役が課せられたことに由来するものである（『高岡史料』上）。町夫役とは、藩主の参勤交代などの往来時の御用、能登よりの廻塩を塩蔵に積み入れる御用、道路掃除、御旅屋地廻、堀江さらい、瑞竜寺・繁久寺の雪落しなど、高岡町において、藩の管理营造に関するあらゆる雑用を勤めるものであった。

(2) 馬借方割符は、宿助成と御旅屋入用銀、馬借関係の経費であった。

(3) 総町中割符物は、加賀藩主と大聖寺藩主の宿償銀、制札場・木戸修繕費、町肝煎給銀などであった。

このうち、(2)の宿助成・馬借関係費は直接に宿駅に関係し、その総計は三六貫二九匁余あり、なお、これに(1)の内の往来方諸御用夫代（一万二七三〇人分）一〇貫三五二匁七分などを加えただけで、宿駅にかかわる経費は四六貫目を超え、総計費の半分以上に近いものであったことがわかる。

また嘉永六年（一八五三）の書上に、「当町諸万造之儀、大綱年中百四拾貫目計之入用ニ候処、其内御通行入用銀・役人給銀・転馬銀・建増馬一作々々請負銀・御本陣銀・御印夫代銀等四拾五貫目余を町方より年々取立」（『高岡史料』上）と述べており、駅馬の維持を中心とする交通関係経費が高岡町の財政を大きく圧迫していたことがわかる。

第18表 寛政5年本町・散町分米当り暨分限割を以取立銀書上

(1) 本町分米并軒数割符取立銀之事	
貫 匁 分	
1. 732. 5	本・散町万雑銀四分三の残四分一分米割
107. 2. 4	御地子米入用銀
2. 185. 8	町中総軒数之内、明地役家寺庵を引き2530軒2歩6厘に割る
1. 360. 8	夏万雑町中軒数割符銀
1. 374	本町当り百人割、無賃人足1886人の賃銀
1. 800	町方小仕賃銀
1. 517. 5	参勤交代などの節本陣、会所諸掛り賃銀、町中軒数割、名目御馳走
1. 169	伝馬銀本町当り
240	町走り、馬走り、半給銀本町当り
166. 7	散町米当り、町走り、半給米代銀割
3. 623	平日御用人足 3597 人の余荷
✓ 15. 276. 5. 4	
(2) 分限之内町役人并蔵宿総肝煎・馬肝煎引残る分限割符之品	
1. 950	宿方入用銀
200	御荷物宿料銀分限割
4. 000	御往来侍方の宿余荷
6. 150	
(3) 町役人并蔵宿総肝煎・馬肝煎分限割之品	
10. 800	馬借30疋飼料代、馬 1 疋に 1 日大豆 2 升
900	殖馬 3 疋代
1. 500	馬士給銀30人分
2. 912	雇馬賃銀
1. 034. 5	馬肝煎料銀など
677. 6	愛宕社修覆入用銀など
✓ 17. 824. 1	
3. 000	端上前請負銀引足
4. 000	米方口銭引
750	牽壳馬問屋役銀引
残 10. 074. 1	
合 31. 500. 64	
1. 054. 9	町々明地地子米

小矢部市中央町、千葉敬一氏蔵「御仕法等時々被為御渡之留」により作成

今石動町の寛政五年（一七九三）の町費総額とその負担方法は第18表のとおりである。第18表から、今石動の万雑割は軒数割であったが、その分限によって、

(1) 軒数割

(2) 分限割（町役人・蔵宿総肝煎・馬肝煎を除く）

(3) 町役人・蔵宿総肝煎・馬肝煎の分限割



北陸道（舟見付近）



茶屋風景

の三本立てになっていたことがわかる

(1)の軒数割は、町方万雑銀、加賀藩主や大聖寺藩主の参勤交代時の本陣・会所などの諸経費、平日御用人足余荷などを中心とするものであった。(2)の分限割は、宿入用銀、御荷物宿料銀、往来した武士の宿賃や荷物の引足錢で、宿の経常費と往来した荷物の引足を中心としたものであった。(3)の町役人・蔵宿総肝煎・馬肝煎の分限割は、駅馬の飼料代・馬士給銀・雇馬代など、馬借の費用を中心としたものであった。

これから、今石動町の万雑割において、宿駅関係費が大きな比重を占めていたことがわかる。

上前口錢・宿用銀

各宿駅は、宿保護の立場から、諸荷物から上前錢を取り、その維持費に充てようとした。その例として

城端・井波宿についてみてみよう。

砺波地方南部の米・織物・紙などの諸物資は、城端・井波に集められ、二俣越によって金沢に運ばれた。城端・井波は物資の集散する宿場町であり、また巡見上使道が両宿を通過していた。

寛文六年（一六六六）、城端に駅馬一三疋、井波に一四疋を定置することが定められた。両宿は、この駅馬を維持するため、宿を通過する諸荷物から上前口錢を徴収した。

第19表 文政年間井波宿駅上前口銭

品名	単位	口銭	数量	口銭
糸	1把	2文宛	1荷に付	30文
真綿	1〃	1	1	30
絹	1疋	1	1	30
八講布、堅縮	各1疋	1	1	30
絹、紬、縮類	1貫目	5	1	30
塩硝	1個	50		
漆実	1〃	30		
煙草	1斤	1	1	30
茶	1〃	1	1	30
楮皮	1束	12		
蓑	1ツ	1	1	30
銭	10貫文	10		
黄蓮	1斤	1	1	30
米、大豆、小豆	1石	12		
麦	1〃	8		
粳	1〃	8		
稗	1〃	4		
粉糠	1〃	4		
菜種	1〃	30		
荏(そらまめ)	1〃	24		
そうめん	1俵	5		
鉄	10貫目	15		
莫産	1束	2		
四十物	1肩	30		
炭	1俵	2		
緑綿	1貫	10		
足駄	1荷	30		
同折紙	1丸	12		
中山田紙	1束	2		
八百屋物	1荷	30		
八根板	1把	1		
屋稿木綿	1束	4		

井波町立図書館蔵、井波町肝煎文書により作成

城端宿では延宝八年（一六八〇）に、同町役人が前々どおり伝馬荷物は馬肝煎の四郎三郎が才許する、また、城端に集荷する商い荷物は城端馬借の手によって運搬させ、半荷それ以下のものは城端の人足によって運ばせ、運賃のほかに上前口銭を取ることを願い出て、許可を得た（東砺波郡城端町崎元丸氏蔵文書）。この上前口銭は、馬肝煎四郎三郎の報告によつて、米一石につき一二文、中折紙一丸につき三文、絹布一〇疋につき五文、蠟一〇斤につき五文であったことがわかる。上前口銭は商い荷の駄賃の中に含まれ、距離に関係がなかった（洲崎元丸氏蔵文書）。上前口銭は町役人が管理し、一部は馬肝煎など馬借関係の給銀として支給され、残りは馬数に応じて馬持たちに支給され、馬の飼料代などに充てられ

た。たとえば、丑年の上前口銭四二〇匁四分九厘は、馬肝煎給銀六六匁六分、荷指給銀五六匁二分五厘とし、残り二九七匁六分四厘が馬持たちに配分された（『城端町史』^{三八一頁}）。

井波宿でも上前口銭が定められていた。文政（二八一八～一八三〇）ごろの井波町の上前口銭は第19表のようであった。

上前口銭だけで宿の維持はできなかった。そこで町の分限者に維持費が割符され、またその地の特産物の売買に口銭などが課せられ、その一部が積み立てられ、余荷銀・駅馬入用銀・宿用銀と名付けられ、宿駅の維持費にあてられた。城端町では、宿維持のための赤字経費は、宝永四年（二七〇七）まで町民の身代にに応じて割符され、余荷銀と名付けられていたが、身代評価は町役人の入札によって決定されていたので、一般に迷惑していた。そこで同年にこれを改正して余荷銀を十等分し、その六分は町で売買される絹一疋に三厘ずつ賦課し、一分は役家の面当り、一分は蔵宿の預米高に割り付けし、残り二分は町中の資産家を三段階に分けて賦課するとした。しかし、次第に馬借の費用が増加したので、絹一疋から七厘の徴収となった。後に、商い米の売買にも課されたことから、絹に課される分は三厘にもどった（『城端町史』^{三八一頁}）。

井波宿では、宿維持の経費は駅馬入用銀と名付けられた。元文三年（一七三八）に、井波町で売買される米一石より銀一分一厘の口銭を取り、うち三厘を駅馬入用銀として積み立てた。寛延四年（二七五二）にこれが五厘となった。また、取引きされる糸について一把から五分五厘の口銭を取り、うち一分を馬借入用銀とした。また安政五年（二八五八）に真綿一把から一分五厘の口銭を取り、うち三厘を、また絹一疋から二分の口銭を取り、うち五厘を、共に馬借入用銀とした。このほか井波町では、藩より産物銀の貸与を受け、産業振興に当たった。その貸付けには一か月に一分二厘の利子を徴収したが、その一部を馬借入用銀とした。また嘉永五年（二八五二）以来、井波町の紙商は

中折紙一丸から銀八分の口銭を取ったが、うち五厘は井波駅方雑用に充てられた（井波町肝煎文書）。

次に、宿の維持費を田地と家につけた佐加野宿についてみよう。

氷見地方と射水・砺波地方を結ぶ道路は氷見街道で、この間に佐加野宿があり、寛文六年（一六六六）に御定馬が二一疋と定められた。氷見街道は巡見上使の通路であった。宝永七年（一七二〇）に上使が佐加野宿にきたとき、射水郡より四〇疋の馬が詰めた。また、参勤交代で藩主が北陸街道を通ったとき、高岡・小杉新の両宿へ助詰めした。寛保元年（一七四一）の藩主帰国の際には、中休み所の小杉新宿へ一〇疋が、宿所となった高岡駅へ二疋が詰めた。この佐加野宿の弘化二年（一八四五）の万雑は、錢四九六貫五五文であったが、高懸りが四分五厘、戸別平均と分限に五分五厘が割り付けられた（『国吉小史』四五二頁）。

また、魚津では分限者が宿維持の経費を馬割歩高に割符し、それにしたがって資金を積み立て宿用銀とし、利殖し、不時の災害に充てようとした。宿用銀は明治二年（一八六九）に錢九九二五貫目余に達していた（『魚津町誌』一八九頁）。

貸米・貸銀の運用

各宿駅は、駅馬の維持・補充のため、また疲弊した宿駅再建のために貸米・貸銀を受けたが、下村・佐加野両宿ではそれを運用し、土地を購入し、その作徳米を宿の維持費に充てようとした。

下村宿は、小杉新町から射水の湿地を越えて東岩瀬町に至る間にあった。正徳三年（一七一三）、藩は参勤交代時の北陸街道に沿う宿駅保護のため、街道からはずれた宿駅を寄宿としたが、下村宿には寄宿がなかった。このため下村宿は、寛文六年（一六六六）の御定馬数より三疋減じた二〇疋を御定馬数とした。この御定馬二〇疋維持のため宿継貸米を受けた。

宝暦元年に八〇〇石、安永八年に六〇石、天明四年に八六石五斗、寛政二年に三〇〇石、文化五年に一一三石、文

政九年に七〇〇石、天保五年に七五石の貸米を受け、文化二年に銀二貫五〇〇匁、天保九年に一貫五八匁の貸銀を受けた。これらの貸米・貸銀は無利足一五か年賦であった。

この貸米の運用を文政九年（一八二六）についてみると、次のようであった。貸米七〇〇石のうち三一七石余を返上仕法余荷米とし、月利一步一厘で東老田・願海寺・東津幡江・野々上・八講開・水戸田・利波新などの村に貸与し、その利子で年賦返納米を作る、一〇〇石を駅馬仕法余荷米とし、これで草高二四石六斗を買い入れ、その作徳米をもって駅馬維持に充てる、二八二石余を宿御用を勤める人に割符する、というものであった。

この草高二四石余の駅馬仕法高は、その後も長く宿維持のために保持された（射水郡下村加茂清原政三氏藏文書）。

佐加野宿も駅馬維持のために、藩から貸米・貸銀を受けた。宝暦元年（一七五一）に二四〇石、文化三年（一八〇六）に産物銀のうちより二〇貫目を借りた。産物銀は月一步の利子で分限者に貸し付け、その利子を駅の経費に充てるというものであった。また、岩坪・嶋野開・加島新・答野出・佐加野村で八七石余の土地を購入し、宿仕法高とした（『国吉小史』四三六頁）。

今石動宿は、越中で最大の駅馬をもつ大宿であったが、それだけにその維持には困難を極め、「於御領国無比類難宿」と呼ばれ、荒廃していた。この今石動宿の再建のためなされたのが寛政の宿続仕法である。これは寛政二年（一七九〇）に宿続貸米五〇〇〇石（年々五〇〇石で一〇か年）と塩代銀上納五か月淀（二〇か年）を基礎としていた。宿続貸米は藩よりの貸与米で、町でははじめ分限者に七朱の利子で強制貸付けをなし、利殖して宿用に充てようと計画した。しかし、狭隘な今石動町では活用することができず、実施後三年で「御貸付之元銀取失、以後金返上之義無覚束」状態となった。そこで寛政五年に貸米を藩の算用場引受で金沢会所に預託し、月一分の利子で家中諸侍に貸し付けることにし、貸米返済を寛政十一年より二五か年賦とする許可を得た。この貸米は毎年銀二五貫目の利子を生み、今石



街道図（魚津町以東）

動宿に還元されていった。

塩代銀上納五か月淀は、今石動町奉行支配下の今石動・氷見・城端の塩問屋より藩へ上納すべき塩代銀を、今石動町において五か月間上納を猶予し、宿用に融資し、六か月目に上納するものであった。今石動町では、これを資本として八講布に代わる木綿縞業を興し、これによって町民に生業を与え、その利潤を町貯用銀に繰り入れ、馬借方の経費に充てようとした。

この寛政の宿続仕法は、塩代銀上納五か月淀から木綿業を興し町民に稼ぎを与えた。また宿続貸米から元銀を作り利殖して宿の維持に当てることができた（水上一久寛政年間越中

石動宿における宿続仕法『金沢大学・法文学部論集』哲史篇第七号所収）。

魚津宿でも馬借経費の負担を軽減するため、藩から貸米・貸銀を受け、町内の分限者に貸与し、その利子を維持費の一部に充てた（『魚津町誌』一八五頁）。

幕末の再建策

高岡宿は駅馬の維持に町の総力をあげていた。高岡町は砺波平野と射水平野の接点にあり、加賀藩領内での米取引の中心で、高岡米場は金沢米場より早く創立され、この米取引が高岡町の繁栄の基礎であった。

ところで文政四年（一八二二）六月二十四日の大火で二三〇〇軒を焼き、また、文政七年三月以来の給人米払切手の売買禁止によって米場が閉鎖されることになり、高岡町の財政は破滅的な状況となった。

高岡町奉行は、加賀藩に対し、高岡の維持と復興のために綿の独占的販売権を願い出、許可を得た。その高岡町への申渡書に、「於当町先前より米場相立商取組、其潤色を以宿用等相弁来候之所、当春、外々同様右商方御指留に相

成、近年火災後別而役所向何廉繁雜に有之、宿用弁方も指支候、左候得は綿場弥根堅仕法相立、商多く取組、其口錢等を以宿用方夫々相弁（『高岡史料』下巻三八七頁）とある。米場閉鎖の代りとして、綿場の販売權を強化して、宿維持を図ろうとしたのである。

また今石動宿は、寛政の宿続仕法によりに再建されたかにみえたが、それは一時的なものでしかなかった。殊に幕末文久期以降は、不安な国情を反映していよいよ交通量が増加し、疲弊していった。

元治元年（一八六四）、今石動町はそれを次のように書き上げている。「近來於御上向も格別御事多之御時勢柄与相成、（中略）近年古來稀成御交通ニ而、（中略）所方諸事入用諸万雜入増、最早宿相統難仕、（中略）繁敷御用ニ而追々病馬ニ相成、當時之処漸十五足ならで御用立不申」状況となり、不足馬は近在より銀一四〇一五匁にて雇馬し、「於御領国無比類難宿」となった（川合文書 密合館）。そして慶応元年（一八六五）には、今石動宿を通行する諸役人の人足を一万数千人と見図り、その余荷銀が二八貫目、このほかに、伝馬・車・雇馬などに対して一七七貫一三一匁余の余荷銀が予想された（小矢部市殖生、大田正治氏蔵文書）。

今石動宿の起死回生の策として講じられた第一は、小矢部川水運の利用による荷物の繼立てで、嘉永二年（一八四九）・元治元年と町奉行が先頭に立って願ひ出た。しかし、これは高岡木町・小矢部舟方の反対で実現しなかった

（太田正治氏蔵文書）

今石動宿の起死回生の第二の策として考えられたのは、小矢部川と河北潟を結ぶ運河計画であつた。これは加賀国河北郡長屋村七右衛門・今石動町杉名屋六三郎らが中心に計画したもので、俱利伽羅山を越える閘門式運河であつた。しかしこれも経費などの關係から実現しなかった（高瀬保「藩政時代の越中に於ける運河計画」『富山史壇』四三号所収）。